

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>予備審査制（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 又は法第 70 条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p>	<p>予備審査制（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 又は法第 70 条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p>
記	記
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>2 予備申告</p> <p>(1) 予備申告は、次に掲げる書類を<u>下記(2)又は(3)</u>に定める官署の通関部門に提出することにより行うものとする。</p>	<p>2 予備申告</p> <p>(1) 予備申告は、次に掲げる書類を<u>下記(2)</u>に定める税関官署の通關部門に提出することにより行うものとする。</p>
<p>ただし、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 の輸入申告の時までに提出し又は記載することとして差し支えない。</p>	<p>ただし、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 の輸入申告の時までに提出し又は記載することとして差し支えない。</p>
<p>イ及びロ (省略)</p>	<p>イ及びロ (同左)</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p><u>(3) 予備申告の特例</u></p> <p>法第 67 条の 19 の規定の適用を受けて行われる輸入申告に係る予備申</p>	

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>告については、当該輸入申告を行おうとする官署に対して行うものとす</u> <u>る。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>	<p><u>(3)</u> (同左)</p> <p>3～6 (同左)</p>